

# 「洛西夜の賑わい創出プロジェクト」企画運營業務 仕様書

## 1 委託業務名

「洛西夜の賑わい創出プロジェクト」企画運營業務

## 2 背景・目的

洛西地域は京都市の西南部に広がり、公営・公団の中高層住宅等が立ち並ぶ洛西ニュータウンと大枝・大原野地域をはじめとした自然豊かな農業地域が共存する地域である。

洛西ニュータウンは、昭和51年に人口4万人を想定してまち開きし、ピーク時には3.6万人まで達したが、少子高齢化、居住形態や生活様式の変化等を背景に人口の減少が続いている。

こうした人口減少に歯止めをかけ、洛西ニュータウンの再生を図るため、京都市では、地域の事業者、NPO法人、大学等と連携し、洛西の様々な魅力を対外的に発信することにより本地域への移住・定住促進につなげる取組を行っている。

本業務は、「らくさいマルシェ」をはじめとする地域の既存事業と連携を図り、若い世代・子育て世代を対象とした夜の賑わいを創出するイベントを開催し、それらを内外に広く情報発信することにより、洛西ニュータウンへの移住・定住の促進を図り、ひいては洛西地域全体を活性化させることを目的とする。

## 3 業務の内容

以下の各号の業務を行うこと。

### (1) 洛西地域の夜の賑わいを創出するイベントの企画運営

ア イベントの名称は、「洛西グラスias・バル2019」とし、開催日（夏の部、秋の部）ごとにテーマに沿ったサブタイトルをつけること。

イ 会場は、洛西ニュータウンのタウンセンター内とすること。

ウ 開催日は、夏の部を令和元年8月31日（土）午後6時から午後9時まで、秋の部を令和元年10月26日（土）午後5時から午後9時までとすること。

エ イベントのテーマは、夏の部を「妖怪」、秋の部を「ハロウィン」とすること。

オ 来場者が仮装を楽しめる企画をすること。

カ 酒類販売を含む飲食、ステージパフォーマンス等を企画、運営すること。

キ 飲食販売においては、テーマに沿ったメニューを提供すること。

ク 酒類販売においては、洛西地域に関連する酒類を優先的に使用すること。

ケ 開催時間中は、ライトアップに必要な照明機材を設置し、会場を魅力的に照明すること。

コ 当日のプログラム等を盛り込んだ来場者向けのチラシを作成し、会場で配布すること。

サ 開会セレモニーを実施し、京都市長の挨拶の時間を設けること。ただし、都合により市長が挨拶できない場合がある。

シ 会場のゴミ収集及び廃棄を行うこと。

ス 夏の部に関しては、子ども向けの工作ブースを設けること。

なお、工作ブースの参加費により収入（収益）が発生した場合は、その収入（収益）は受託業者の収入となる。

セ 夏の部に関しては、西京区長が指定する者をイベント当日のスタッフとして数名雇用するよう指示する場合がある。

なお、雇用人数及び雇用に伴う費用等については、西京区長と協議すること。

ソ 上記のほか、独自企画があれば実施すること。

## (2) 広報活動の企画及び実施

ア イベントの概要を記し、別添「ポスター及びチラシの作成に関する仕様書」の仕様を満たしたポスター及びチラシ（以下「ポスター等」という。）を作成すること。

なお、広報発表は夏の部を令和元年7月下旬、秋の部を令和元年9月下旬までに、京都市広報板へのポスター掲示は夏の部を令和元年8月下旬、秋の部を令和元年10月下旬までにそれぞれ実施する予定である。

イ ポスター等を、旅行者及び宿泊施設等の観光関連業者、各種情報誌、ウェブサイト、公共交通機関等に提供するなど、効果的な広報を図るとともに、SNS等（無料でイベントの告知ができるサイト等を含む。）も活用し、紙媒体にこだわらない効果的な広報を提案すること。

ウ 上記のほか、独自企画があれば実施すること。

## (3) 集客対策の実施

前号の広報活動以外に、来場者の増加に資する独自企画があれば実施すること。

## (4) イベントの運営体制等の確保

ア 日中から夜間を通じて誘導員等のスタッフを十分に配置し、安全かつ確実に業務遂行できる体制を備えること。

イ 当日のスタッフ数及び配置場所等は、事前に西京区長に提示のうえ、了解を得ること。

ウ 最寄りの公共交通機関から会場までの順路案内板を設置し、イベント開催後に撤去すること。また、当該設置・撤去に必要な手続を滞りなく行うこと。

エ 必要に応じて、人止め柵の設置及び撤去等を行うこと。

オ 雨天時についても業務が問題なく実施できるよう、雨対策を講じること。

カ 上記のほか、独自企画業務があれば実施すること。

## (5) 業務の取りまとめ

ア 来場者にアンケート調査を実施するなど、年齢、性別、住所及びイベントの満足度等を分析し、イベントの効果測定を行うこと。

イ 前項の分析結果を含め、収支決算、実施内容、イベント当日の写真等を含む実績報告書を作成すること。

ウ イベント実施後に行う関係者による反省会において、前項の実績報告書を用いて実績を報告すること。

#### (6) その他

ア 開催場所に係る法令（道路占有許可、火災予防条例、模擬店の開設届等）に関する届出を行うこと。

イ 原則として、本業務に必要な物品等は受託業者が用意すること。

ウ 西京区マスコットキャラクター「にしきょう・たけにょん」を企画及び広報等で活用すること。

エ 本業務終了後、速やかに設置物の撤収を行うこと。

オ 契約後、速やかにイベントスケジュール等の詳細を業務計画書に取りまとめ、西京区長と協議のうえ、承認を得ること。

カ イベントの企画、実施及び広報業務の実施に当たっては、西京区長と協議し、承認を得ること。

キ 本業務の実施に当たっては、らくさいマルシェ実行委員会と十分に打合せのうえ、連携して実施すること。

※ 毎月最終土曜日に洛西ニュータウンのタウンセンター内で「らくさいマルシェ」を開催。<http://rakusai-marche.com/index.php#header>

#### 4 提出書類

受託者は、本業務完了後に以下の書類を収めた電子記録媒体を1部、西京区長に提出すること。ただし、第1号の実績報告書は書面でも提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 当日の記録写真
- (3) ポスター等の画像データ
- (3) その他西京区長が必要と求める資料

## ポスター及びチラシの作成に関する仕様書

(デザイン)

第1条 ポスター及びチラシ（以下「ポスター等」という。）のデザインは、西京区マスコットキャラクター「にしきょう・たけにょん」（以下「たけにょん」という。）の画像を使用し、イベントを十分に発信できるデザインとすること。

なお、たけにょんの画像は、以下のサイトからダウンロードすること。

●西京区マスコットキャラクターデザインダウンロード

<https://www.city.kyoto.lg.jp/nisikyo/page/0000164217.html>

(記載事項)

第2条 ポスター等に共通して記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) イベント名及びサブタイトル
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 会場までのアクセス

以下のとおりとし、公共交通機関の利用を促す旨を記載すること。

「境谷大橋」又は「洛西バスターミナル」下車

- ・市バス 29, 33, 特33, 73, 西1, 西2, 臨西2, 西4, 西5系統
- ・阪急バス 4系統
- ・ヤサカバス 1, 8系統

- (5) 会場周辺図

以下の事項を記載すること。

- ア 会場周辺の公共交通機関（京都市バス、ヤサカバスのバス停、JR及び阪急の駅等）の位置
- イ ランドマークとなる建物等
- ウ 主要な道路

- (6) 主 催
- (7) 後 援
- (8) 問合せ先

京都市西京区役所洛西支所地域力推進室 まちづくり推進担当

TEL 075-332-9318

- (9) 京都市紋章と京都市ロゴタイプ
- (10) QRコード

以下の事項にリンクすること。

- ア 「洛西グラシアス・バル2019」のホームページ
- イ 移住促進CM動画（15秒）

なお、移住促進CM動画については以下のサイトで閲覧できる。

「京都市西京区にある洛西ニュータウン 15秒CM」

<https://www.youtube.com/watch?v=BgXJdfjNqBM>

ウ SNSを利用する場合は、そのアカウント

- (11) 地域コミュニティ活性化ロゴマーク（※「京都市自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」からダウンロードすること。）
- (12) SDGs及び国連ロゴ（※使用するロゴの種類は西京区長と別途協議すること。）
- (13) その他受託者が企画するイベント内容に関する事項

（ポスター等の納期、納品先及び部数等）

第3条 ポスター等の納期は、夏の部は令和元年7月25日（木）、秋の部は令和元年9月17日（火）とする。

2 ポスター等の納品先及び部数等は以下のとおりとする。

納品先	種類	サイズ	部数		備考
			（夏の部）	（秋の部）	
西京区役所洛西支所	ポスター	B3横	各220		
	チラシ	A4縦	各6,600		
株式会社デリバリーサービス	ポスター	B3横	780	300	市政広報板
	チラシ	A4縦	各4,400		回覧枠有

なお、株式会社デリバリーサービスに納品する分を除き、紙媒体以上に効果的な広報活動が実施できる場合に限り、西京区長と事前協議のうえ、指定の部数以下に変更することができる。

3 株式会社デリバリーサービスに納品する際には、次の事項を遵守すること。

- (1) ポスターは、必ず、折らずに300部ごとに部数が分かるようにした状態で納品すること。また、100部ごとに合紙を挟むこと。
- (2) チラシは、回覧枠を設けたものを、500部ごとに部数が分かるようにした状態で納品すること。
- (3) ポスター等の包み紙に、次の項目を記載すること。

ア 夏の部

(ア) 行政区名「西京区及び洛西支所」

(イ) 納品部数（ただし、ポスターは「480+300部」、チラシは「2,550+1,850部」と記載する。）

イ 秋の部

(ア) 行政区名（ただし、ポスターは「洛西支所」、チラシは「西京区及び洛西支所」と記載する。）

(イ) 納品部数（ただし、ポスターは「300部」、チラシは「2,550+1,850部」と記載する。）

(ポスターの細則)

第4条 ポスター作成の際は以下の事項を満たすこと。

- (1) B3横の片面カラー印刷で、コート紙(110kg)を使用すること。
- (2) 以下の事項を必ず記載すること。
  - ア 発行：西京区役所洛西支所地域力推進室
  - イ 京都市印刷物第〇〇〇〇〇〇号
  - ウ 京都市広報板掲示期間：令和元年〇月〇日(〇)～令和元年〇月〇日(〇)
  - エ ④(ゴシック体、24ポイント、囲み文字)
  - オ その他、西京区長が必要と認める事項

(チラシの細則)

第5条 チラシ作成の際は以下の事項を満たすこと。

- (1) A4縦のカラー印刷で、コート紙(90kg)を使用すること。ただし、チラシに記載する情報量に応じて両面印刷も可とする。
- (2) 以下の事項を必ず記載すること。
  - ア 発行：西京区役所洛西支所地域力推進室
  - イ 京都市印刷物第〇〇〇〇〇〇号
  - ウ 発行年月：令和元年〇月
  - エ その他、西京区長が必要と認める事項

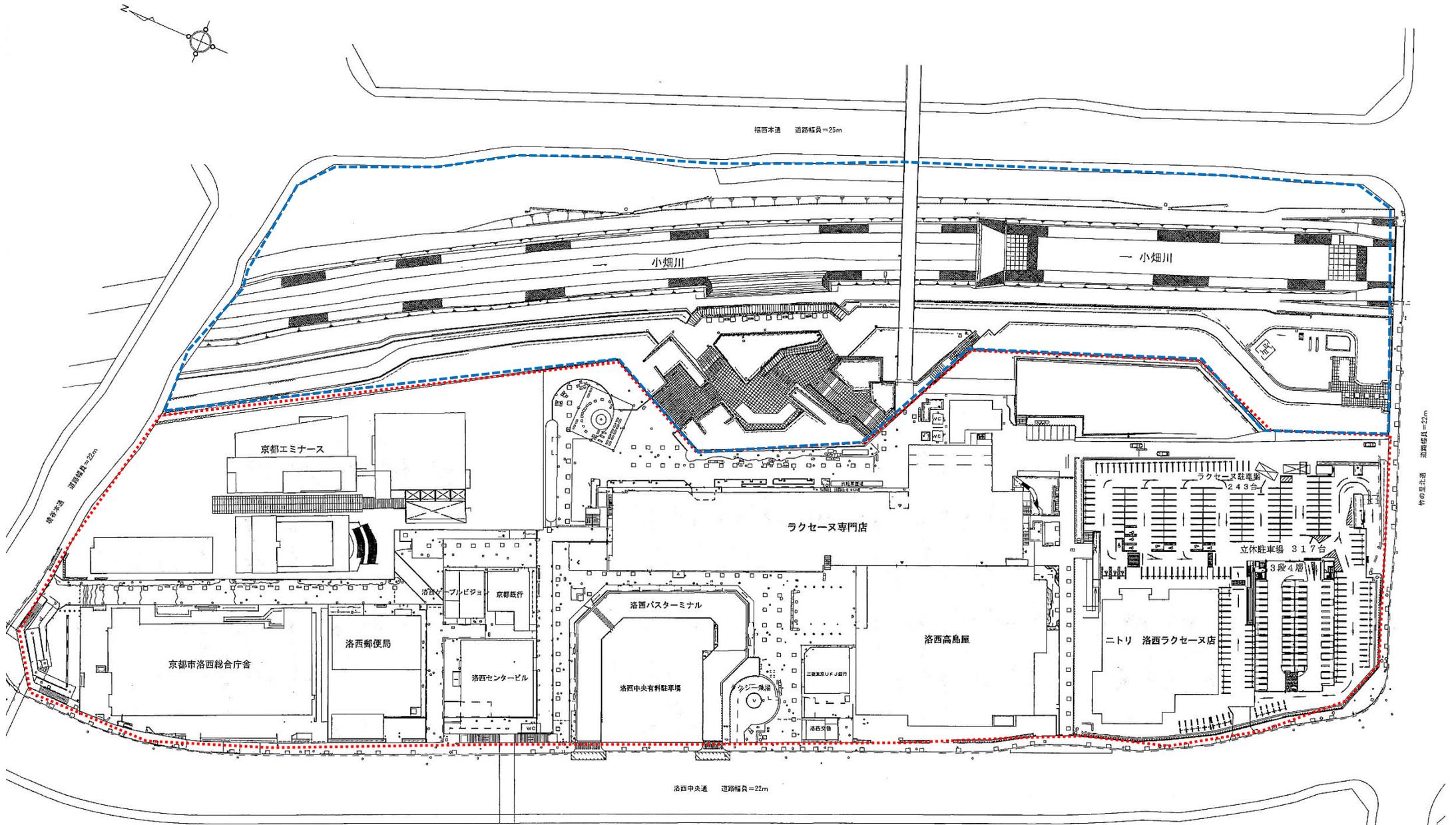
2 前項のチラシのうち、夏の部、秋の部各4、400部には、表面下部に20程度の回覧枠を必ず設けること。

(その他)

第6条 上記の他、本仕様書に明示されていない事項について、業務の性格上必要と認められるものは、西京区長と受託者とで協議を行い決定する。

(参考 記入例)

▼京都市広報板に掲示するポスター	原則として右下にマークを示してください 「ゴシック体 24ポイント 囲い文字」
発行 : 京都市〇〇局〇〇課 京都市印刷物第〇〇〇〇〇号 京都市広報板掲示期間 : 平成〇〇年〇月〇日から〇月〇日まで	
	10ポイント程度としてください。
※「京都市広報板掲示期間」 (前半) 1日～15日 (後半) 16日～末日 2月のみ (前半) 1日～14日 (後半) 15日～末日	
▼京都市広報板に掲示しないポスター	
発行 : 京都市〇〇局〇〇課 京都市印刷物第〇〇〇〇〇号 掲 示 期 間 : 平成〇〇年〇月〇日から〇月〇日まで	
	明確に示せない場合は、「掲示期間：～平成〇〇年〇月〇日まで」でも可



竹の里北通 道路幅員=22m

洛西ニュータウン タウンセンター全体配置図

- タウンセンター
- 小畑川中央公園